

様式第八（第六十条関係）

記入例

申請内容に該当しない事項は取り消し線を引いてください

破砕業 許可の更新 申請書

申請者が個人の場合は、住民票記載の住所等を記入してください。

※許可番号	
※許可年月日	

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市長 様

代理人による申請の場合、欄外に申請代理人を追記してください。なお、行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

代表者印を押印

(郵便番号) 460-8508  
 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
 株式会社 〇〇自動車  
 氏 名 代表取締役 名古屋 太郎  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 052-〇〇〇-xxxx



使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲	破砕業 破砕前処理	
事業所の名称及び所在地		
名 称	株式会社〇〇自動車 〇〇営業所	
所在地	(郵便番号) 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号 052-〇〇〇-xxxx	
事業の用に供する施設の概要	碎処理シュレッダーマシン〇〇型（能力〇トン/日）1基 せん断施設ギロチン〇〇型（能力〇トン/日）1基 圧縮施設〇プレス〇〇型（能力〇トン/日）2基 保管場所（廃車がラ・プラス）面積〇㎡ コンクリート打設〇mm 保管場所（ASR）面積〇㎡ 屋根・囲い有 運搬車両（平ボディ2、キャリアカー 2）、プレスカー 2 油水分離槽〇m <sup>3</sup> 3基	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	廃プラスチック類の破砕施設 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1. 〇〇県 2. 〇〇市	第20004000000号（破砕業） 解体業 H24.4.1 申請
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
	1. 名古屋市 2. 〇〇市	第06400999999号 収集運搬業 H24.4.1 申請

申請代理人 住所 名古屋市中区三の丸三丁目△番△号  
 氏名 〇〇行政書士事務所 行政書士 〇〇 一郎 印  
 電話番号 052-〇〇〇-△△△△

破砕業を行おうとする事業所以外の場所 所で解体自動車又は自動車破砕残さの積 替え又は保管を行う場合は、当該場所 の所在地、面積及び保管量の上限	<b>1. 株式会社〇〇自動車 〇〇営業所</b> <b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b> <b>保管場所面積〇㎡ 保管量の上限〇台</b>
--	--

役員の名義及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
なごや たろう <b>名古屋 太郎</b>	<b>代表取締役</b>	<b>〇〇県△△市〇〇町0-0-0</b>
なごや ともこ <b>名古屋 友子</b>	<b>取締役</b>	<b>〇〇県△△市〇〇町0-0-0</b>
あいち めぐみ <b>愛知 恵</b>	<b>監査役</b>	<b>〇〇県△△市〇〇町0-0-0</b>

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
なごや ゆうた <b>名古屋 雄太</b>	<b>〇〇支店長</b>	<b>〇〇県△△市〇〇町0-0-0</b>

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所
<b>該当なし</b>	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	該当なし	
(ふりがな) 代表者 の氏名		
住 所	(郵便番号)	電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
名古屋 太郎	〇〇県△△市〇〇町0-0-0	500株
名古屋 友子	〇〇県△△市〇〇町0-0-0	100株
株式会社 名古屋	〇〇県△△市〇〇町0-0-0	1000株

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。 解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	生活環境の保全上支障が生じないように留意し、手順書により破砕前処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	生活環境の保全上支障が生じないように留意し、手順書により破砕処理を行う。解体自動車以外の他の廃棄物が混入しないように留意する。

排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	油水分離装置の清掃を定期的 to 実施し、適切に管理する。
解体自動車の破碎を行う場合にあつては、自動車破碎残さの保管の方法	保管基準に従い、ASR が飛散・流出しないように適切に保管する。ASR 以外の異物の混入がないよう区分して保管する。
解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で処分基準に従い運搬する。
解体自動車の破碎を行う場合にあつては、自動車破碎残さの運搬の方法	自社の運搬車両でASR 以外の異物の混入及びASR が飛散・流出しないよう処分基準に従い運搬する。
破碎業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的 to 点検を実施し、破損等がある場合は直ちに補修し、適切に管理する。油漏れ等がないことを確認する。
火災予防上の措置	燃料を取り扱う場所では火気厳禁とする。消火器を配置する。
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。
  - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日 現在

1 事業の全体計画

(業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種(乗用車、大型車)を含む。)

解体業者から解体自動車を引取り、シュレッディングマシンで破碎後、鉄、非鉄、ASRに分別する。一部解体自動車をプレスして鉄スクラップ原料とする。分別・処理した物品の扱いは次のとおり。

○鉄・・・電炉メーカーに売却 輸出業者に売却

○非鉄金属・・・非鉄金属商社に売却

○ASR・・・自動車メーカー等の指定する引取場所に引渡

(フロー概略図を添付)

業務時間	8:00~17:00	従業員数	20人	休業日	日曜日・祝祭日
------	------------	------	-----	-----	---------

2 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)	許可取得後 の年間計画
引 取 台 数	20,000台	22,000台	24,000台	25,000台
主な引取先	〇〇自工(株)	〇〇自工(株)	〇〇自工(株)	〇〇自工(株)

3 破碎実績

年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)
年間処理実績	20,000台	22,000台	24,000台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	71台/日	79台/日	86台/日

4 破碎能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
100台/日	280日	28,000台

5 保管の状況

解 体 自 動 車		A S R	
保管量の上限	1,200台 ( m <sup>3</sup> )	保管量の上限	7,000m <sup>3</sup>
現在保管量	1,000台 ( m <sup>3</sup> )	現在保管量	6,000m <sup>3</sup>

## 収 支 見 積 書

項 目		〇〇年度 (決算月：〇〇月)			今年度の見込み (決算月：〇〇月)	
		事業全体 (千円)	うち使用済自動車のみ		うち使用済自動車のみ	
			(千円)	1台当 (円)	(千円)	1台当 (円)
売上高	ア	400,000	368,000	16,000	524,000	20,000
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)	15,000	12,000	500	75,000	3,000
その他の経費	ウ	280,000	230,000	10,000	235,800	9,000
	うち廃棄物 処理委託費	エ	92,000	4,000	26,200	1,000
営業利益	オ=ア-イ-ウ	105,000	126,000	5,478	213,200	8,137
営業外損益	カ (主に支払い 利息(注))	-3,000	-3,000	-130	-3,000	-115
経常利益	キ=オ+カ	102,000	123,000	5,348	210,200	8,022
解体自動車等年間引取台数			24,000		24,000	
解体自動車等年間処理台数			23,000		26,200	

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)	100,000	100,000

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。  
 2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

(解体業者及び破砕業者用)

第17号様式

誓 約 書

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市長 様

住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

**株式会社 〇〇自動車**

氏名 **代表取締役 名古屋 太郎**

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

代表者印を押印

- 1 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 解体業及び破砕業の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

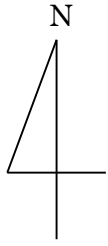
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が 1 から 6 までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに 1 から 6 までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに 1 から 6 までのいずれかに該当する者のあるもの

#### 備考

- 1 3 に規定する政令で定める法令は、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。  
刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条及び第 247 条の罪は、それぞれ傷害罪、傷害現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合・結集罪、脅迫罪、背任罪である。
- 2 8 及び 10 に規定する政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
  - (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - (2) (1) に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの



施設付近の見取図



事業場の境界から300mまでの範囲が入る縮尺  
の地図を記入または貼り付けすること

備考 付近の見取図は、事業場の境界から 300mまでの範囲（地域）を記入すること。